

静岡県告示第550号

林業関係事業補助金交付要綱（昭和55年静岡県告示第16号）の一部を次のように改正する。

平成29年7月4日

静岡県知事 川勝平太

別表21の項経費の欄4の次に次のように加える。

5 市町又は静岡県道路公社が事業細目の欄に掲げる6の事業を行うのに要する経費

6 森林組合、知事が認定した協業体及び認定事業主が事業細目の欄に掲げる6の事業を行うのに要する経費について、市町が補助する場合における当該補助に要する経費

別表21の項事業細目の欄5(2)の次に次のように加える。

6 伊豆地域緊急森林整備事業

韮山反射炉及び伊豆ペロドロームの周辺の景観並びにこれらの施設へのアクセス道路周辺の景観に配慮した森林整備

別表21の項補助率の欄5の次に次のように加える。

6 経費の欄に掲げる5の経費にあつては、事業費の10分の4以内

7 経費の欄に掲げる6の経費にあつては、事業費の10分の4以内で、かつ、市町が補助するのに要する経費の10分の10以内

附 則

この告示は、公示の日から施行し、平成29年度分の補助金から適用する。